

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：子育て支援の充実

少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、身近な地域で相談をしたり、協力を得ることが困難な状況におかれており、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっている現状にあります。

今回実施したニーズ調査の結果をみると、妊娠中や出産後、子育てをされていて不安になったと回答した割合は約7割でした。

こうした現状から、地域の中で子どもたちを育む環境づくりを進めるとともに、家庭において、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、支援していく必要があります。

また、女性の社会進出等により共働き世帯が増加しており、認可保育所の入所希望も年々増加し、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。さらに、働き方の多様化が進んでいることを受けて、延長保育や休日保育、一時預かり事業などの保育サービスを実施していますが、引き続き、多様なニーズに対応していく必要があります。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図ることを目的に、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等を総合的・計画的に行うこととしています。

本市では、この制度の実施主体として、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

柱1 子育て支援サービスの充実

【めざす方向性】

すべての子育て家庭への支援の充実を図るため、子育て支援センターやつどいの広場等において、子育てに関する相談や親子同士の交流を実施するとともに、各地域において自主的に行われている親子のサークルなどの活動に対する支援を実施してきました。

しかし、ニーズ調査の結果をみると、利用したいというニーズの高さに反して各事業の利用状況は限定的で、利用しない理由として「知らない」という回答もあったことから、引き続き子育て情報を積極的に発信することで事業の認知度を高めるとともに、利用者にとってより身近なものにしていく必要があります。

またこうした状況から、子どもを一時的に預かる事業（認可保育所で行う一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）などの子育て支援事業を引き続き実施するとともに、子育て家庭のライフスタイルに応じた多様なニーズに対応するための相談・支援体制の拡充を図っていきます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
1	子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、妊娠期から就学前までの子育てに関する相談・情報提供・講習会の実施や子育てひろばの開催など様々な子育て支援事業を行います。	子育て全般に関する専門的な子育て支援の拠点として、地域のニーズにあった交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供など子育て家庭が地域の中で安心して子育てができる支援体制の構築をめざします。	子育て企画課
2	つどいの広場事業の充実	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	身近な地域における子育て支援の場としてそれぞれの地域の特徴を生かした子育て支援を充実させます。	子育て企画課
3	子育てふれあいコーナー事業の推進	地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。	遊びをとおして、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	子育て企画課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
4	藤沢版つどいの広場への支援	地域において、つどいの広場に準じて実施している子育て中の親と子の交流を促進する自主的な活動に対して支援を行います。	地域のニーズに合わせて、子育て支援センターの子育てアドバイザーの派遣などにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て企画課
5	保育コンシェルジュによる相談支援の充実	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行います。	保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を引き続き行っていきます。また、保護者に寄り添う支援として、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実していきます。	保育課（子育て企画課）
6	一時預かり事業の推進	保護者の就労や病気、出産等により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり事業を行います。	保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き一時預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、より効果的な事業実施に向けて、実施方法の見直しを検討していきます。	保育課
7	ファミリー・サポート・センター事業	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	「まかせて会員」の割合が低い地域に対し、回覧等の周知活動を重点的に行うことにより、「まかせて会員」の増員を図ります。	子ども家庭課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
8	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	子ども家庭課
9	地域に開かれた保育園	保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。 基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っていきます。	保育課
10	ブックスタート事業	1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。	市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るとともに、事業前後のフォローアップとして各種保健事業時等に啓発リーフレットを配付します。 職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上をめざします。	総合市民図書館(子育て企画課・子ども健康課)

柱2 乳幼児期の保育・教育の充実

【めざす方向性】

近年、働く母親が増加し、保育所への入所希望の急増により、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

国は、新制度により、「保育の量的拡大及び確保」を図り、待機児童を解消することをめざしています。

本市においても、待機児童の解消に向け、認可保育所や小規模保育事業の新設整備のほか、既存保育施設の活用などにより、保育の受け皿を確保するとともに、保護者の多様な保育ニーズへの対応として、延長保育事業や休日保育事業の実施のほか、藤沢型認定保育施設事業や幼稚園における預かり保育事業への支援等により、提供体制の充実をめざします。

また、発達に特別な支援を必要とする子どもに関する幼児教育・保育施設に対する相談支援を充実し、教育・保育の質の向上を図ります。

さらに、公立保育所のうち4園を「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制を整備することで、地域の子育て支援の充実と保育の質の確保に取り組みます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
11	保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大	藤沢市保育所整備計画に基づき、認可保育所などの保育施設の新設整備や再整備による定員拡大を行うとともに、待機児童の9割を占める1～2歳児の受け皿を確保するため、既存保育施設の空きスペース等の活用や保育士確保の強化などにより、保育の受け入れ枠の拡充を図ります。	待機児童の9割以上を占める1～2歳児の保育ニーズに対応するため、認可保育所及び小規模保育事業の公募による新設整備や既存保育施設を活用した保育の受け皿確保をはじめ様々な事業を推進することにより国基準の待機児童解消をめざします。	子育て企画課
12	延長保育事業の充実	保護者の就労時間等の都合により、利用時間を超えて保育が必要な場合に行う延長保育事業を実施します。	多様化する保護者の就労形態や保育ニーズに対応するため、地域の実情や利用状況等を踏まえ、引き続き延長保育事業の充実に取り組んでいきます。	保育課
13	休日保育事業の実施	保護者の勤務等により、日曜日や祝祭日に家庭での保育が困難な乳幼児に対し、休日保育事業を実施します。	保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、実施施設の拡充等を検討します。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
14	病児・病後児 保育事業の 推進	乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を実施します。	病児保育事業は、第1期計画期間中に整備を進めている藤が岡保育園での実施や医療機関との連携による整備を進めていきます。 今後は、前述の事業の実施状況のほか、地域ニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備を検討していきます。	保育課
15	保育所等における児童 への安全・ 安心な保育の 提供	保育所等において、安全・安心な保育を提供できるよう、アレルギー対応や感染症予防、事故防止のほか、園外活動における注意事項等について情報提供を行います。	保育所等に対し、引き続き必要な情報提供や研修の開催、助言等を行うことで、安全・安心な保育の提供を図っていきます。 園外活動における安全確保に関する情報提供を行っていきます。	保育課
16	幼稚園、 保育園等職員 への支援の 充実	発達に特別な支援が必要な子どもに関する相談を受け、幼稚園、保育園等を巡回し、子どもの成長につながる支援方法の助言を行います。また、スキルアップをめざして研修の充実を図ります。	一人ひとりの特性や能力に応じた支援方法の助言や発達障がいの理解を促すための啓発事業を実施し、教育・保育の質的向上を図ります。	子ども家庭課
17	法人立認可 保育所に おける保育 内容の充実	国の基準を上回る市独自基準での保育士の配置を行うための人件費、また施設運営の安定化を目的とした管理費などの助成により、法人立認可保育所の運営支援を行います。	法人立認可保育所の安定運営への支援により、多様な保育ニーズへの対応と保育環境の充実を図ります。	保育課
18	保育サービスの 第三者評価 の実施	保育の質の維持・向上を図るため、公正で中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から、保育内容等を評価する第三者評価を実施します。	保育の質の確保に向けて、引き続き、公立保育所における第三者評価を実施していきます。また、法人立認可保育所においても、第三者評価の実施を推進していきます。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
19	基幹保育所を中心とした保育施設との連携や交流・支援の充実	公立保育所のうち4園を「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制づくりを進めます。	基幹保育所として位置づけた公立保育所4園は、これまで蓄積してきた専門知識やノウハウを活用し、地域全体の保育の質の確保に向けた調整役を担っていきます。 基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流を深め、地域における子育て支援の充実を図っていきます。	保育課
20	届出保育施設の認可施設への移行支援	認可保育所・小規模保育事業所への移行を支援します。	認可保育所・小規模保育事業所への移行を希望する届出保育施設に対して移行支援を行います。	子育て企画課
21	届出保育施設への支援	届出保育施設を利用する児童の健康診断や職員の保菌検査等に要する経費の一部を助成し、施設の安全で衛生的な保育環境の維持を支援します。	届出保育施設の利用児童の健康診断等、安全で衛生的な保育環境の維持に係る費用の一部を助成することにより、施設の保育環境の充実を図ります。	保育課
22	藤沢型認定保育施設への支援	待機児童の解消を図るため、認可外保育施設からの申請に基づき、市が定める基準を満たす施設を「藤沢型認定保育施設」として認定し、運営費の助成を行います。	待機児童の受け皿確保を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設への助成事業を行っていきます。	保育課
23	実費徴収に係る補足給付を行う事業	認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
24	幼児教育の振興	幼児教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園及び幼児教育施設に対し、教材教具等の購入費及び健康管理事業費を助成します。	教育環境の整備や衛生管理事業の充実を図るため、引き続き幼稚園等に対する助成を行っていきます。 2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、事業の見直しを検討していきます。	保育課
25	幼稚園における預かり保育の推進	保護者の就労等、保育ニーズの高い児童が幼稚園を利用できるよう、幼稚園における預かり保育の推進に向けた支援を行います。	保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業の充実に向けた支援を行っていきます。	保育課
26	幼稚園に対する認定こども園への移行支援	多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を行います。	2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきます。	保育課

柱3 子どもの居場所の充実

【めざす方向性】

共働き家庭の子どもの増加が見込まれる中、国では2018年（平成30年）に「新・放課後子ども総合プラン」が定められ、2023年（令和5年）までの放課後児童健全育成事業のさらなる受け皿整備が掲げられました。すべての子どもたちの安全・安心な居場所として、余裕教室の活用や、関係機関や地域の参加と協力のもと、子どもの健全育成のための環境づくりが求められています。

放課後児童クラブは、放課後に保護者が就労などの理由で不在となる家庭の児童に生活の場を提供し、子どもの自主性・社会性の向上を図ります。2019年度（令和元年度）まで「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が定める基準にのっとり施設を整備してきましたが、今後も引き続き、2024年度（令和6年度）までの年度ごとの目標整備量を本計画で定め、順次整備を進めます。

また、放課後子ども教室については、地域子どもの家等の放課後の居場所がない小学校区を中心に、整備をめざします。

なお、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村行動計画等に盛り込むべき内容は「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に定めます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
27	放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	教育委員会と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。 待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。 他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。	青少年課
28	放課後子ども教室推進事業	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	放課後の子どもの居場所がない小学校区を優先的に、教育委員会と連携を図りながら、放課後子ども教室の拡充を行います。 事業実施にあたっては、放課後児童クラブとの一体型もしくは連携型での運営を図ります。	青少年課
29	公民館での子ども開放事業の実施	子どもたちが様々な遊びなどの体験や異年齢での交流ができる機会を提供するため、公民館において子どもたちが自由に利用できる開放事業を実施します。	引き続き公民館において、子どもを対象とした施設開放事業等を実施することにより、子どもの体験や交流の機会を設けます。	生涯学習総務課
30	学校体育施設開放の充実	子どもに親しみのある小・中学校の体育施設を開放することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	学校開放事業の充実を図るために、学校、地域団体などからの意見をうかがう中で、効果的かつ効率的に事業を実施します。	スポーツ推進課

柱4 子育て支援のネットワークづくりと人材の活用

【めざす方向性】

子育て支援のニーズが多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も様々であり、子どもや子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな支援策が求められています。

ライフスタイルや価値観が多様化した状況にあっては、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動と協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

このため、関係機関や地域との連携や協働による事業を実施するほか、地域の子育て支援に関わる人材の発掘・育成をすることによって、地域における子育て支援ネットワークを強化していきます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
31	子育てに関する情報提供の充実	藤沢市ホームページをととした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとってよりわかりやすくなるように内容の充実を図ります。 藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」をとおして最新情報を発信します。	子育て企画課
32	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。	地域の特色を生かした地域版「子育て応援メッセ」が継続して開催され、地域における子育て支援活動の充実が図れるように支援します。	子育て企画課
33	公民館での子育て支援・親子の交流事業の実施	乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした保育室開放事業や、地域版「子育て応援メッセ」等を実施します。	引き続き公民館において事業を実施することにより、公民館での子育て支援・保護者同士の交流の推進を図っていきます。	生涯学習総務課（子育て企画課）

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
34	民生委員児童委員及び主任児童委員の活動の充実	子ども青少年部・神奈川県中央児童相談所との連携を強化し、各種研修会、行政機関・関係団体との懇談会を開催し、識見の向上に努めます。また、各地区市民センター・公民館・(社福)藤沢市社会福祉協議会・地域団体で実施する子育て支援事業に協力します。	継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。	福祉健康総務課
35	地域の情報化とネットワーク化	民生委員児童委員及び主任児童委員は、ともに子ども青少年部と神奈川県中央児童相談所との情報交換を行う機会を設け、事例検討等の機会の充実に努め、ネットワーク化を推進します。	継続して情報交換・事例検討の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、虐待防止を含めた情報収集ネットワークを構築します。	福祉健康総務課
36	地域福祉における手続・相談体制の充実	市民センター及び村岡公民館に地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続、相談及び情報提供を行います。	申請等の諸手続きとともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。	地域包括ケアシステム推進室(市民センター・公民館)
37	子育てボランティアの養成	子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。	受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。	子育て企画課
38	保育者セミナー	公民館事業で保育ボランティアとして活動している方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会(セミナー)を実施します。	保育ボランティアの養成を行うことにより、保育に係る資質の維持・向上を図ります。	生涯学習総務課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
39	地域でのおはなし会の開催	おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくれます。	各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもの発達段階や多様性に応じたおはなし会等を開催します。 子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受け入れなどを行います。 ボランティア交流会や研修会を開催し、参加の機会を増やすとともにボランティアと職員相互の交流を深め、情報共有に努めます。	総合市民図書館

柱5 経済的負担の軽減

【めざす方向性】

子育て家庭が抱える経済的負担への不安は依然として大きく、ニーズ調査の結果において、子育てに関する悩みとして経済的負担に関することを挙げた回答は、約3割となっています。

このため、引き続き児童手当の支給や小児医療費助成などの取組を進めるとともに、幼児教育・保育の無償化による保育料の負担軽減や、本市独自の取組として、幼児教育施設に通う無償化の対象とならない利用者への保育料助成の実施などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
40	幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減	幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育施設等を利用する3歳以上の児童及び2歳以下の非課税世帯の児童を対象に、保育料の負担軽減を行います。	未就学児に教育・保育の機会を保障するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、保育料の負担軽減を行っていきます。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
41	藤沢型認定保育施設利用者への助成	認可外保育施設のうち、市が定める基準を満たして認定した「藤沢型認定保育施設」の利用者の経済的な負担軽減を図るため、2歳以下の課税世帯で、一定の要件を満たす児童を対象に、利用料の一部を助成します。	保護者の保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設利用者への利用料の一部助成を行っていきます。	保育課
42	幼児教育施設利用者への助成	認可外保育施設のうち、市が幼稚園に準じる施設として認定した「幼児教育施設」の利用者の経済的な負担軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化の対象とならない満3歳以上の児童を対象に、保育料の一部を助成します。	保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、幼児教育施設の利用者に対して保育料助成事業を行っていきます。 幼児教育・保育の無償化実施後の幼児教育施設の運営状況や国の動向等を踏まえ、5年後を目途に事業の見直しを検討します。	保育課
43	小児医療費助成事業	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	2019年（平成31年）4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。	子育て給付課
44	児童手当の支給	中学校修了前までの児童を養育している家庭等に、児童手当・特例給付の支給を行います。	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童を養育している家庭等に手当を支給することにより、児童を養育している家庭等の生活の安定を図ります。	子育て給付課
45	未熟児養育事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
46	育成医療給付事業	障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療の給付を行います。	育成医療給付事業の該当者について、制度の周知を徹底することで、健全な育成と家庭の負担軽減をより一層推し進めていきます。	子育て給付課
47	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの経由事務を行います。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいのある児童を監護している家庭に特別児童扶養手当の経由事務を行うことにより、障がいのある児童を監護している家庭の生活の安定を図ります。	子育て給付課
48	特定不妊治療費助成事業等の実施	特定不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費の助成を行います。	特定不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費への助成を行うことにより、その経済的負担の軽減を図ります。	子ども健康課
49	障がい者等医療費助成事業	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	福祉医療給付課
50	障がい児福祉手当の給付	20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
51	障がい者福祉手当の給付	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
52	要保護準要保護児童生徒援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	子どもの貧困対策としての制度づくりを念頭に、支給費目等について見直しを検討していきます。	学務保健課
53	特別支援教育就学奨励費事業	市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費などの一部を援助します。	就学援助事業との整合を図りながら、事業の充実を図ります。	学務保健課

基本目標 2：親子の健康の確保及び増進

母子保健法第2条では「母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。」とされており、同法第3条では「乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。」とされています。また、子ども・子育て支援法第2条では「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」とされており、家庭は子育ての基盤となることから、家族の健康は充実した子育てにとって大切なものとなります。

本市においては、これまでも母子保健施策の推進のために母子保健計画を策定し、第1期計画にも盛り込むことで、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に取り組んできました。本計画においても引き続き、妊婦に対する健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健に関する知識の普及、保健指導その他の母子保健関連施策等を推進していきます。

柱1 妊産婦・乳幼児期への切れ目ない保健対策の推進

【めざす方向性】

核家族化の進行などを背景に、妊娠や出産、育児の不安や悩みについて、両親や同世代の友人・知人など身近に相談相手がおらず、妊産婦が孤立してしまうことが課題となっています。産後の母親の身体的・精神的な負担は大きく、その健康を保持していくことは、子どもの健やかな成長にも大きく影響します。こうしたことから、妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援を実施していく必要があります。

本市では、母子保健サービスの充実により、産前産後の母の健康、育児や子どもの発育・発達に関する様々な不安や課題を早期に発見し、継続的に支援を行うとともに、「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業」をはじめとする訪問指導や、養育支援を必要とする家庭への訪問など相談・支援体制を充実させ、保護者の孤立防止に引き続き努めます。同時に、地域における様々な子育て支援サービスと連携し、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりを進めていきます。

今後も利用者の立場から妊娠～出産～産後の子育て期を通じた母子の心身の健康と子どもの発育・発達の支援の充実を図るなど、より一層切れ目ない支援を実施するための取組を充実させていきます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
54	安全な妊娠・ 出産、育児へ の切れ目ない 支援 (利用者支援 の充実)	子育て世代包括支援センター等を拠点に、母子保健サービスを妊娠期から継続的に提供することで、安全な妊娠期を過ごし、無事出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。	妊娠届出時や妊婦健診の受診結果などの情報を、妊娠期の訪問等個別支援や乳児家庭全戸に訪問する「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業」などの産後サポート等につなぐことで、切れ目ない支援をより一層強化することができ、安心して子育てができるように支援します。 母子保健コーディネーターである地区担当保健師を中心にあらゆる支援の必要性を考慮し、保健福祉医療分野における関連機関との連携を強化し、困りごとを抱える子育て家庭の早期把握、早期対応に努めます。	子ども健康課
55	乳幼児健診等 の充実	健やかな発育・発達のために、乳幼児健診の充実を図り、健診に関する満足度の向上をめざします。	乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上をめざします。 ◆ 4か月児健診受診率：98.0% ◆ 9～10か月児健診受診率：98.0% ◆ 1歳6か月児健診受診率：97.0% ◆ 3歳6か月児健診受診率：94.0%	子ども健康課
56	母子保健・ 育児に関する 適切な情報提 供	妊娠期からの情報提供に加え、発育・発達に応じた接し方や育児に関する基本的な知識を提供することで、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援します。	妊娠期や乳児期の母子の環境が大きく変わる時期に、乳児期の離乳食を中心とした教室等をとおして、使える情報・技術を得ることで、子どもの育ちに対し、適切な対応ができるよう支援します。	子ども健康課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
57	「育てにくさ」を感じている親への支援	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援します。	就学を迎えるまでの間、乳幼児健診等からの相談に対応し、個々に必要な支援を利用してもらえるよう、就園していない児も含めた標準発達の普及啓発を行い、適切な時期の相談につなげることで、保護者が負担なく子育てに向き合え、就学できるよう支援します。	子ども健康課
58	慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児及び保護者への支援	慢性疾患や障がいなどで、養育支援が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援を行うとともに、地域でのネットワークが効果的に図られるよう推進します。	慢性疾患に関する講演会・教室・交流会を通じた情報共有と交流、訪問等による個別支援を地区担当保健師を中心として実施し、より多くの対象に利用してもらえるよう工夫を図ります。	子ども健康課
59	母子歯科保健の充実	妊娠期から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防についての理解を促します。健康な歯を育てるための口腔ケアが受けられるように、関係機関との連携を図ります。	2歳児以降のう蝕率の増加が抑えられるように、う蝕のリスクについての保護者の意識向上のための啓発を行います。 ◆ 2歳児歯科健診受診率：89.0%	子ども健康課

柱2 「食育」の推進

【めざす方向性】

社会全体で、早寝早起きや朝食摂取などの子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ることは重要です。

本市では、市民の生涯にわたる健康のための適切な食習慣の確立をめざす「第3次藤沢市食育推進計画～生涯健康！ふじさわ食育プラン」を策定し、食育をより一層推進する取組を進めています。

今後もこの計画に基づき、保護者においては妊娠期から栄養バランスの整った適切な食生活を心がけること、乳幼児期においては食生活を正しく、楽しく送ることができるようにすることについて、普及啓発を図ります。また、生涯を通じた健康づくりを支援するた

め、母子保健事業のほか、保育所や学校における事業をとおして、食の大切さを伝え、「家庭や社会全体における子どもの食育」を推進します。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
60	第3次藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進	藤沢市食育推進会議、食育講演会、ポスターやリーフレットによる食育の普及啓発、食育に関する講座の開催等を行います。	市民一人ひとりが自分に適した食生活を送る力を育むため、食育への関心を高め、実践につなげるための普及啓発を充実させます。	健康増進課
61	子どもの発育・発達に応じた食育の推進	妊娠期から栄養バランスの整った適切な食生活を確認し、乳幼児期では、子どもの食の自立が順調に進められるよう支援します。生涯健康であるために「家庭における子どもの食育」を推進します。	妊娠期から家族の適切な食生活について学び、乳児期、幼児期にわたるまで「家庭における子どもの食育」を推進するために各教室を系統立てて実施します。	子ども健康課
62	乳幼児（保育所）の食育の推進	子どもの健全な食生活と健全な心身の成長をめざし、子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の推進を図ります。	引き続き、市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れるとともに、保育所でも野菜等を栽培し、給食を提供していきます。 給食食材や調理法等を周知するとともに、クッキング保育等を充実し、食に関する関心を深めます。	保育課
63	小・中学生の食に関する指導	市立小学校・市立養護学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動をとおして食の大切さを児童生徒に伝えるとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、親子の健康保持増進に努めます。	食育活動の実施や給食だより等の発行を市立小・中学校全校（54校）及び市立養護学校に行い、内容の充実を図ります。	学校給食課

柱3 小児医療体制の充実

【めざす方向性】

すべての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、(公社)藤沢市医師会等と連携し、休日・夜間診療体制の充実を図るとともに、不安解消のため、24時間電話健康相談サービス「ふじさわ安心ダイヤル24」を引き続き実施します。

また、未熟児養育事業の実施や小児慢性特定疾病などに関する手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
64	子どもに関わる医療体制の推進	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23時までの小児救急医療を実施します。 休日・夜間急病診療所で対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応します。	小児医療体制の充実を図るため、引き続き現行の診療体制を継続します。	福祉健康総務課
65	ふじさわ安心ダイヤル24	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	引き続き、安全・安心な市民生活のための相談体制を維持し、子育て世代の相談窓口の選択肢として多くの市民に認識されるよう周知します。	地域保健課
再掲 43	小児医療費助成事業	中学校修了前までの児童の入通院(中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満)の医療費の助成を行います。	2019年(平成31年)4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。	子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 45	未熟児養育 事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	子育て給付課
66	小児慢性特定 疾病児童に 対する支援	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	制度についての周知を行い、児童の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を強化していきます。	子育て給付課
67	予防接種の 推進	予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。	適切な時期に予防接種が受けられるよう、その有効性や重要性などについて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制の整備を図ります。	子ども健康課
68	療育医療給付 事業	結核に罹患した児童に対する支援を行います。	結核で長期療養を必要とする児童に対して、健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	保健予防課

柱4 学齡期・思春期における保健対策の推進

【めざす方向性】

思春期の子どもたちをめぐるのは、心身の著しい成長に伴う不安や悩みに加え、今日のめまぐるしい社会環境変化もあり、心身の不安定や生活習慣の乱れを来たすケースも見受けられます。

家庭や学校、地域において、生命の尊厳、人への思いやり、男女平等について学べるような思春期の保健対策が求められています。

妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受けとめができる地域づくりを進め、学校保健等と連携し、思春期の心とからだの健康づくりを図ります。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
69	思春期保健事業の実施	思春期にある子どもたちが、正しい母性・父性を培うことができるよう支援します。 支援にあたっては、思春期の子どもへのアプローチとともに、周りの大人たち、双方への働きかけを行います。	健全な母性・父性の育成をめざし、思春期保健を推進します。 ◆ 講演会の開催：年1回 ◆ 思春期保健教育：10校	子ども健康課

母子保健計画の施策体系

基本的な視点	基本目標	事業名	事業内容	取組の方向
安心して子どもを産み健やかに育てるじょうぶな子どもをまねて	親子の健康の確保及び増進	妊産婦・乳幼児期への切れ目ない保健対策の推進	●安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援	母子健康手帳の交付 妊婦健康診査の実施 こんにちは赤ちゃん事業の実施 妊娠期からの保健指導の充実 孤立化防止のための他機関との連携
			●乳幼児健診等の充実	乳幼児健診の充実 健診の受診率の向上 情報提供と相談の充実 健診未受診児フォローの充実
			●母子保健・育児に関する適切な情報提供	両親学級（マタニティクラス）の充実 父子手帳の配布 育児相談の充実 7か月児赤ちゃん教室の実施
			●「育てにくさ」を感じている親への支援	1歳6か月児健診、3歳6か月児健診のほか、5歳児等においても相談や必要な支援を検討 健診後の発達フォロー事業の充実
			●慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児及び保護者への支援	経過検診療養生活相談等の実施 親同士の交流の場の確保 講演会等の情報提供の実施 在宅療養支援ネットワークの充実
			●母子歯科保健の充実	う蝕予防の情報提供、啓発 幼児歯科健診の実施 歯科指導、相談の実施と、かかりつけ歯科医への受診勧奨 障がいや疾患がある場合への対応
		「食育」の推進	●子どもの発育・発達に応じた食育の推進	妊娠期からの栄養に関する普及啓発 栄養相談及び食に関する教室の充実
		小児医療体制の充実	●予防接種の推進	定期予防接種の周知と接種率の向上 予防接種の情報提供と啓発の充実 安全な予防接種の精度管理
		学齢期・思春期における保健対策の推進	●思春期保健事業の充実	学校に出向いた 思春期健康教育の実施 思春期講演会の実施

基本目標 3：豊かな心を育む教育環境の整備

本市では、地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組づくりを図り、学校・家庭・地域が相互に連携協力しながら、藤沢ならではの豊かな自然環境を活かした教育等に取り組み、子どもの自立性や社会性を育む機会を充実させてきました。

今後も、子ども一人ひとりの夢や「生きる力」を育むために、安全・安心な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育むような地域における交流や活動の機会の提供に努めます。

また、「次代の親」の育成の観点からは、中学生を対象に乳幼児との交流事業を進め、子どもたちが子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めてきました。今後は広く若者にも対象を広げ、子ども・子育て支援事業を連携して実施することなどにより、様々な啓発や体験の機会を提供します。同時に、子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、支えていくことが重要であることから、家庭や地域社会の子育て力の向上に一層取り組みます。

柱 1 次代の親の育成

【めざす方向性】

核家族化やきょうだい数の減少、地域とのつながりの希薄化が進む現代において、乳幼児とふれあう経験が乏しいまま親になることが増えており、こうした傾向は、今後も継続されると考えられます。

子どもたちが「次代の親」としての自覚と正しい知識を持つことができるよう、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実させることが必要です。

このため、子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、幼稚園や保育所での交流事業や学校教育などの多くの機会を捉えた啓発事業を推進します。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 9	地域に開かれた保育園	保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。 基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っていきます。	保育課
70	幼児理解（家庭科・生活科・総合的な学習の時間）	各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習をとおして、「幼児理解」の推進が図られるように支援します。	家庭生活に関わる活動をとおして、家庭生活や家族の大切さ、子どもが育つ環境として家族の協力・役割についての理解を深め、生活をより良くする能力と態度が育つよう支援します。	教育指導課
71	家庭科学習	各学校の家庭科の学習において「自分の成長と家族・家庭生活」「家庭生活と仕事」「幼児の生活と家族」「家族・家庭や地域の人々との関わり」「家族・家庭生活についての課題と実践」等の内容が計画的に実践されるよう、計画訪問等を通じて支援を行います。	自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、より良い生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度が育つよう支援します。	教育指導課

柱2 青少年の健全育成と非行防止活動の推進

【めざす方向性】

青少年が、社会との関わりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育み、自立した個人としての自己を確立し、社会生活での適応能力を備えるとともに、未来の社会をより良いものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

こうした青少年育成を推進していくために、青少年の活動を充実させ、支援人材の育成を進めるとともに、青少年に関わる組織・団体への支援を行います。

あわせて青少年の健全な活動を推進するために既存施設の活用を図るとともに、老朽化している青少年の活動拠点や居場所の整備を「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき検討していきます。

また、家庭、地域、学校、関係機関・関係団体、企業等と連携し、青少年の非行の防止や再発防止を目的に、規範意識を高め合いながら、街頭指導やキャンペーン活動等の充実を図ります。

インターネット上の有害サイトや喫煙、飲酒、薬物乱用などの危険性について、青少年やその保護者等に対して、学校教育をはじめ多くの機会を捉え、啓発を推進します。

また、関係団体や地域住民などによる連携強化や書店やゲームセンターなどの自主的な取組を促進し、青少年に悪影響を与える有害環境の解消に取り組みます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
72	青少年指導員育成事業	青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。	青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。	青少年課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
73	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。	青少年課
74	青少年健全育成事業	世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	次世代の青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。	青少年課
75	青少年団体・育成団体への活動・支援事業	地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。	青少年課
76	青少年国際化推進事業	青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることで視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。	青少年課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
77	非行防止推進活動	青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。	健全育成の意識向上を図るため、関係団体と連携・協力し、青少年への非行防止啓発活動を継続して行います。	青少年課
78	社会環境浄化活動	青少年を非行から守るための啓発事業として講演会や社会環境浄化活動などの諸活動を行い、青少年にとって良い環境づくりをめざします。	青少年の健全育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を、街頭指導、実態調査、有害図書類区分陳列調査などにより進めるとともに、関係事業者へのチラシの配布など啓発活動を行うことで、青少年にとってより良い環境づくりをめざします。	青少年課
79	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	喫煙・飲酒・薬物乱用などの身体への影響を正しく理解し、発達段階に応じて乱用防止の意識を高めるための教育を支援します。	薬物乱用防止教室については、市立中学校全 19 校で実施します。 小・中各学校における「保健」の授業では、喫煙・飲酒・薬物乱用防止について学び、児童生徒が学んだ知識を活用できる授業づくりを実践します。	教育指導課

柱3 家庭や地域における教育力の向上

【めざす方向性】

妊娠期から育児期・学齢期にわたる切れ目ない支援の実現に向けては、家庭での養育力（子育て力）の向上が重要とされており、そのためには課題を抱えながらも孤立している

親子への支援の強化や、地域や関係機関との連携強化、情報共有による家庭教育支援の充実をより一層推進していく必要があります。

また、学校教育を通じて、親子が地域と接する交流機会の充実を図ります。さらに、公民館における家庭教育の支援や世代間交流・伝承文化の継承を目的とした事業、これまでの市内19中学校区を基本に組織された学校・家庭・地域の三者連携組織を基盤に、地域と学校が連携して地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」の推進に取り組みます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
80	乳幼児をもつ子育て家庭の交流	未就学児の保護者が、親子同士の交流を通じて、自分自身に合った子育てを見つけられるよう、相互に学びあう場を提供します。	保育園での地域交流や園庭開放、保育体験等の事業をとおして、親同士が学びあえる交流を実施します。 子育て支援センター・つどいの広場等において、親子同士が交流できる子育てひろばを実施します。	保育課 子育て企画課
81	公民館事業の充実	公民館において、子どもを対象に様々な体験や交流ができる事業を実施し、子どもの学習機会の充実を図ります。	引き続き公民館において事業を実施することにより、公民館での学習機会の充実を図っていきます。	生涯学習総務課
82	音楽・演劇鑑賞事業	子ども向けのわかりやすく楽しい楽曲で構成したファミリーコンサートや、誰もが知っている演目を気軽に観劇することができるミュージカルを開催します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	身近な場所で親子一緒に楽しむことができる鑑賞の機会を絶やさず提供していきます。	文化芸術課
83	アウトリーチ事業（学校訪問事業）	合唱指導、卒業制作指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導をとおして、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことをめざします。	文化芸術課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
84	インクルーシブスポーツ事業の推進	子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、共にスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。	共生社会の実現をめざし、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備を進めるとともに、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動をより活発なものとするこゝで、「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツを推進します。	スポーツ推進課
85	学校・家庭・地域連携協力体制推進事業	「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」に業務委託を行い、中学校区を基本に市内に設置された15の地域協力者会議において、各地区の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施します。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向け、検討を進め、地域学校協働活動が推進されるように、関係各課等が連携を図ります。	<p>会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。</p> <p>学校運営協議会制度の導入に向けた庁内における組織体制づくり、準備委員会の立ち上げ等、具体的な推進体制を整備し、モデル校を選定して検証を行うとともに、関係各課等が連携しながら、地域における学校支援の取組等を基盤に、地域学校協働活動が推進されるよう検討を進めます。</p>	教育総務課 市民自治推進課 生涯学習総務課
86	開かれた学校づくり	<p>おはようボランティア、学校支援ボランティア等の活用推進を図ります。</p> <p>児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見を踏まえた学校評価の充実を図ります。</p>	学校・家庭・地域が連携、協働し、学校を取り巻く地域の実態に応じた、特色ある学校づくりを推進します。	教育指導課

柱4 学校教育等の環境の整備

【めざす方向性】

グローバル化や急激な少子高齢化、急速な情報化の進展により、将来の変化を予測することが困難な時代において、次代を担う子どもが個性豊かに生きる力を伸長させることができるような取組を、「藤沢市教育振興基本計画」に基づき着実に進めていきます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
87	学びを育むための指導の充実	児童生徒の豊かな心を育み、基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力、表現力を身につけさせるために、各学校が校内研究等とおして、学校・家庭・地域の実態を踏まえながら、指導方法の工夫改善と指導の充実を図ります。	「学習指導要領」や「学校教育ふじさわビジョン」のねらいの実現を図るため、学校訪問等支援の充実を図ります。	教育指導課
88	教職員の研究・研修の充実	校内研究推進担当者会を実施します。 研究推進校による研究発表会を開催します。 小・中学校教育研究会を委託先とする研究委託事業を実施します。 教職員を対象にした研修会・研究会を実施します。 教育文化センターで調査研究並びに教育関係職員の研修を実施します。 指導改善のポイントを各学校に情報提供し、各学校に合わせた教育活動の推進を支援します。	「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業づくり、また、支援教育の視点に立った授業実践ができるよう、指導方法の工夫改善、指導の充実を図ります。 教育課程、学習指導、その他学校教育に関する研究を各学校教育研究会で進めるとともに、藤沢市小・中学校教育研究会に委託し、教育内容の充実と指導力の向上をめざし、本市学校教育の発展を図ります。	教育指導課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
89	教育連携の推進	幼保小中特連携担当者会を開催し、幼児教育と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の校種間の教育の充実及び連携の推進を図るため、研修・交流などを行います。	子どもの成長過程に合わせた教育活動を行うために、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進します。	教育指導課 保育課
90	小学校学習支援事業	児童の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、小学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立小学校全 35 校において実施します。	教育指導課
91	中学校学習支援事業	生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、中学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立中学校全 19 校において実施します。	教育指導課
92	人権・環境・平和教育の推進	児童生徒及び教職員を対象に、人権教育・環境教育・平和教育の啓発と研修を行います。	持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）を一層推進させ、各学校の人権教育・環境教育・平和教育を充実させます。	教育指導課
93	野外体験活動の推進	自然に恵まれた八ヶ岳周辺で行う体験活動を通じて、児童生徒の心身ともに豊かな人格を育みます。	引き続き、様々な体験学習や宿泊による共同生活をとおして、児童生徒の社会性を培い、人間性を育む機会を提供します。	教育総務課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
94	学校における安全対策の充実	<p>児童生徒の安全確保に向けて見守りやパトロールなど、地域の方や関係機関との連携を深めます。</p> <p>スクールガード・リーダーに、地域や学校の実態に即した活動を依頼します。</p> <p>水難事故防止のため、ジュニアライフセービング教室を希望する市内小・中学校で実施します。</p> <p>学校において防災研修会等を実施します。</p>	<p>ジュニアライフセービング教室、防災研修会、地域安全マップ作り等を生かした、各学校の安全指導の充実を図ります。</p> <p>地域が一体となった協力体制の一層の充実を図ります。</p>	教育指導課
95	ICT を活用した学習環境の整備	<p>教師が授業で活用するとともに、児童生徒が学習で活用できるパソコンを整備します。また、校内無線LAN、教室用プロジェクター等を整備することで、普通教室でICT 機器を活用できる環境を整備します。</p>	<p>ICT を活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業が実現します。ドリルソフト等の活用で、個々の状況に応じた学習に取り組むことができます。</p>	教育総務課
96	小・中学校整備事業	<p>藤沢市立学校施設再整備計画に基づき、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備等各種整備工事並びに施設の改築や大規模改修等の事業を実施します。</p>	<p>計画に基づき、各種整備工事等を実施することで教育環境の向上を図ります。</p>	学校施設課

基本目標 4：子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取組が重要です。

生活環境の整備については、これまでも取組を進めてきたところですが、子どもの視点、子育て家庭の視点に立って、引き続き、計画的な事業の推進に取り組む必要があります。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくし、安全で安心して暮らすことができるように、関係機関や地域住民との連携を密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みづくりにより一層取り組む必要があります。

柱 1 生活・居住環境の整備

【めざす方向性】

ニーズ調査では、「ベビーカーで移動しやすい道路環境整備」などの要望が多く寄せられています。子どもや親子が安心して自由に行動できるように、引き続き、安心して遊べる公園の整備や、安全に歩行できる歩道の確保、子育てバリアフリーの推進に取り組みます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
97	市営住宅の環境整備	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	市営住宅入居者募集時に優遇制度の適用をすることや適宜随時募集を行うことで、引き続き入居しやすい環境を整えます。	住宅政策課
98	緑地保全地区等の拡大	藤沢市緑の実施計画に基づく緑地取得を進めます。	毎年度1件を目標に緑地の取得を進めます。	みどり保全課
99	緑化推進運動	「藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」や各種コンクールの実施等で緑化普及啓発活動を行います。	明るく住みよい緑豊かな街づくりをめざすため、「藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」を開催し、緑化の普及啓発活動を推進します。	みどり保全課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
100	公園・広場等の拡大	未整備の都市計画公園を中心に公園整備を進め、オープンスペースの充実を図ります。	未供用の都市計画公園の整備を進めます。 ◆ 令和6年度の成果目標：80.1%	公園課
101	安全な遊び場をめざした地域との連携	公園・広場などの管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携を図り、安全で安心して利用できるように努めます。	公園等の美化・安全見守り活動を勧奨し、愛護会活動団体を現状より増加させるとともに活動の活性化を推進します。	公園課
102	スポーツ施設の改修事業	子どもたちが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設・設備を計画的に改修し、長寿命化を図ります。	既存スポーツ施設の劣化度を調査し、現状を把握するとともに、中長期の修繕計画を策定します。 策定された修繕計画をもとに施設の改修を行い、市民に安心安全なスポーツ施設を提供します。	スポーツ推進課
103	歩行空間等整備事業	整備中の路線の事業進捗を図るとともに、誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。	誰もが安全で安心して歩ける環境をつくるため、主に駅や公共施設へ連絡する道路や通学路について、歩道の整備を進めます。	道路整備課
104	藤沢市道路特定事業計画の推進	平成27年度に策定した善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。(9路線：2.97km)	善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で、生活関連経路として位置づけた路線について、バリアフリー化を進めます。	道路整備課
105	公共施設のバリアフリー化	公共施設整備において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用し、各施設のバリアフリー化を推進します。	新築工事及び改修工事において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用し、各施設のバリアフリー化を推進します。	公共建築課
106	藤沢バリアフリーマップ	定期的にバリアフリーの現状調査を行い、ホームページ上に掲載している「藤沢バリアフリーマップ」の更新を行います。	最新の情報へ定期的に更新を行い、よりわかりやすく利用しやすいホームページの作成に努めます。	障がい福祉課

柱2 安全・安心なまちづくりの推進

【めざす方向性】

ニーズ調査では、「通学路などの防犯・安全対策」についての要望が多く寄せられています。子どもを痛ましい事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の推進、交通安全施設の整備に引き続き取り組みます。

また、子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、引き続き市民の防犯意識の高揚や防犯灯などの整備を進めるとともに、関係機関と連携し地域全体で防犯体制の強化を図ります。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
107	交通安全啓発の推進	子どもたちや保護者に、交通ルール・マナーや危険予知・危険回避などの知識を身につけてもらうために、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室や、啓発活動等を実施します。	各種事業を推進し、子どもたちや保護者に対して効果的な交通安全啓発を行います。	防犯交通安全課
108	犯罪のない明るいまちづくりの推進	市民や事業者、関係機関・団体等と連携し、子どもたちを犯罪や不審者等から守るための様々な取組を積極的に推進します。	各種事業を推進し、警察や防犯関係団体との連携を深め、効果的な防犯対策を講じます。	防犯交通安全課
109	通学路の指定及び安全の確保	小学校が指定している通学路の変更、追加などの相談、報告を受け、実態を把握します。また、小学校から通学路の危険箇所の報告を受け、状況の把握、合同点検の実施、点検結果に基づく対策の検討、対策の実施による児童生徒の登下校時の安全を確保します。このほか、通学路上及び通学路に面する箇所の宅地などの開発事業者に対し、児童生徒への安全確保を依頼します。	関係機関や地域と連携し、児童生徒の登下校時の安全確保に向け、継続した安全対策の実施に取り組みます。	学務保健課

基本目標5：仕事と家庭との両立の推進

少子化対策という視点から、男女平等の意識や、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方がより一層重要となっています。

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させ、働きやすい、子育てしやすい環境を整えることが重要です。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランを策定し、男女共同参画の認識を広めるための啓発に取り組んでいます。

また、労働団体、企業・経済団体、NPO、大学、行政等の各団体が連携・協力して「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」を設置して、多様な生き方・働き方をお互いに理解し、尊重し合う社会をめざしていけるような施策を進めています。

こうした取組をさらに充実させ、働きやすい、子育てしやすい環境づくりを進めます。

柱1 仕事と子育てとの両立支援の推進

【めざす方向性】

近年共働き家庭が増加し続けていますが、他方で待機児童が依然として多く存在しているほか、就労の継続を希望しながらも「仕事と子育ての両立が困難である」という理由で出産を機に退職する女性も多く存在しています。また、内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」によれば、男性の子育てへの参画に関する意識は高まっていますが、他方で、内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」によれば、子育て期の男性が長時間労働を行う割合は依然として高く、家事・育児に従事する時間は短いままになっています。

男性も女性も仕事との両立を図りながら安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスを充実する一方で、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層浸透させていくことが重要です。

このため、男女共同参画プランの策定をはじめとして、女性・男性両者の育児・介護休業などの取得促進や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国や神奈川県などと連携しながら広く啓発活動を進めるとともに、「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」において地域の実情を把握し、具体的な支援施策に取り組みます。

また、労働相談事業を引き続き実施するなど、働きやすい環境づくりに努めます。

【主な施策の展開】

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
110	男女平等意識の啓発	男女共同参画社会の実現に向けて、市民に向けた啓発活動を行います。	男女共同参画についての認識を広めるため、市民・事業者等に向けた啓発活動の充実を図ります。	人権男女共同平和課
111	就労支援体制の充実	就労支援及び資格取得講座の実施や、湘南合同就職面接会を開催します。	就労支援及び資格取得講座について指定管理者と連携をとり、より多くの方が参加し就労やスキルアップにつながるような支援を効果的に実施していきます。 湘南合同就職面接会について関係機関と連携し、効率的な就職機会と人材発掘の場を提供していきます。	産業労働課
112	働きやすい環境づくりに向けた啓発	機関紙「勤労ふじさわ」発行による、企業や勤労者への働き方に関する諸制度等の紹介や意識啓発を行います。また、ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議の開催及びワーク・ライフ・バランス推進事業を実施します。	「勤労ふじさわ」を継続して発行するとともに、より効果的な意識啓発にも取り組みます。 ワーク・ライフ・バランスの推進について講演会の開催やパンフレット配布等により継続して啓発に取り組みます。	産業労働課
113	雇用環境の整備	労働相談を定期的を実施し、また立ち寄りやすい駅等で街頭労働相談会を開催します。	労働に関する相談を気軽に行えるよう、継続的に事業を実施するとともに、市民へ積極的に周知します。	産業労働課
再掲 11	保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大	藤沢市保育所整備計画に基づき、認可保育所などの保育施設の新設整備や再整備による定員拡大を行うとともに、待機児童の9割を占める1～2歳児の受け皿を確保するため、既存保育施設の空きスペース等の活用や保育士確保の強化などにより、保育の受け入れ枠の拡充を図ります。	待機児童の9割以上を占める1～2歳児の保育ニーズに対応するため、認可保育所及び小規模保育事業の公募による新設整備や既存保育施設を活用した保育の受け皿確保をはじめ様々な事業を推進することにより国基準の待機児童解消をめざします。	子育て企画課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 7	ファミリー・サポート・センター事業	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	「まかせて会員」の割合が低い地域に対し、回覧等の周知活動を重点的に行うことにより、「まかせて会員」の増員を図ります。	子ども家庭課
再掲 8	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	子ども家庭課

基本目標 6：だれひとり取り残さない 地域共生の推進

平成 28 年国民生活基礎調査によると、子どもの 7 人に 1 人が経済的な貧困に陥っているとされ、本市においても核家族化の進行や地縁関係の希薄化など社会環境が大きく変化する中で、困難を抱えた子どもは特別な存在ではなく、地域全体で支えていく仕組づくりが必要であるとの声が高まってきました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策を子ども・子育て支援施策の中で体系づけ、実施計画を策定するための基礎資料として、2018 年（平成 30 年）に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が 2019 年（令和元年）に改正され、市町村による計画策定が努力義務とされたことを踏まえ、同法並びに「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村計画として、「藤沢市子ども^{ともい}共育計画」を策定します。

本計画が、子ども・若者、子育て家庭を対象とした計画であることに対し、「藤沢市子ども^{ともい}共育計画」は、その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して施策を講じる計画として策定します。

「藤沢市子ども^{ともい}共育計画」は「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」をめざす基本的な方向性として掲げ、具体的な事業を実施します。

基本的な
方向性

だれひとり取り残さない あたためたかい地域共生社会の実現に向けて

基本的な
視点

視点1
子ども・若者の
権利を第一に尊重

視点2
予防的な関わり、
早期の発見、
早期の対応

視点3
子ども・若者、
子育て家庭に
対する、
切れ目ない
包括的な支援

視点4
支援が届かない、
届きにくい
子ども・若者、
子育て家庭への
支援

視点5
困難の世代間連鎖
を断ち切る、
公正の観点からの
支援

視点6
地域社会全体で
「共育(ともいく)」
の取組を推進

施策方針

施策方針1
気づく・
受けとめる・
必要な支援に
つなぐ

施策方針2
子どもの医療や
障がいに関する
相談・支援を
充実する

施策方針3
暮らしや
子育てを
支援する

施策方針4
教育を受ける
権利の保障と
学びを支援する

施策方針5
修学、就労、
自立に向けた
支援をする

施策方針6
地域全体で
共に支える
基盤をつくる

施策の柱

柱1 妊娠・出産、育児への
切れ目ない支援の推進

柱2 学校をプラットフォームとした
取組の推進

柱3 切れ目ない相談支援の充実

柱1 子どもの医療への受診支援

柱2 障がい児等の相談・支援の充実

柱1 子どもの適切な養育に関わる
支援の充実

柱2 暮らしを支える支援の充実

柱3 子どもに届く経済的支援の充実

柱1 学校教育における
学力保障の取組

柱2 多様なニーズに応じた
支援教育の推進

柱3 教育機会均等のための
環境整備

柱1 子ども・若者に対する
修学・就労・自立支援の充実

柱2 保護者に対する
就労・自立支援の充実

柱1 子どもが主役の地域共生
社会に向けた啓発・機運醸成

柱2 地域活動の担い手の
育成・活動団体への支援

柱3 多様な体験の充実

柱4 すべての子ども・若者を包摂
する居場所・つながりの確保

柱5 学校・家庭・地域の連携・協働
の推進

